

MCGグループ グローバル独占禁止法遵守ポリシー

(目的)

第1条 本ポリシーは、三菱ケミカルグループ株式会社（以下「MCG」といいます。）のグループ各社及びその役職員が、公正取引の確保に関する国際的な基準及びMCGグループ各社が事業を遂行する国又は地域における法令の遵守を徹底し、以って公正な事業慣行を確立・維持することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本ポリシーは、MCGグループ各社及びその役職員に対して適用されるものとする。なお、本ポリシーにおいて「MCGグループ」とは、MCG並びにMCGが直接又は間接出資する会社法上の子会社をいい、「役職員」とは、MCGグループ各社の取締役・監査役・執行役・相談役・顧問その他役員及び従業員（契約社員及び派遣社員を含む）をいう。

(独占禁止法の遵守)

第3条 MCGグループ及びその役職員は、企業活動を行う上での基本ルールの一つである独占の禁止及び公正な競争の確保に関する諸法令（以下総称して「独占禁止法」と称する。）を遵守し、これに違反せず、以って公正で自由な競争の確保・促進に努めるものとする。

(競合事業者との間の禁止事項)

第4条 役職員は、口頭か書面か、また明示的か黙示的かを問わず、競合事業者との間で、公正な競争を阻害する一切の行為に関する合意を行ってはならない。ここで禁止される合意には、価格等の販売に関する諸条件及び製造能力に影響を及ぼすもの、競争入札に影響を及ぼすもの、製品、地域又は顧客による市場分割に関するもの、を含むがこれに限られない。

2. 役職員は、正当な理由なく、競合事業者と接触してはならない。

3. 役職員は、正当な理由がある場合その目的に限り、競合事業者と接触することができる。但し、かかる役職員は、所属する会社の社内規則に従って接触時の記録を残さなければならない。

(不公正な取引方法の禁止)

第5条 役職員は、取引先等の第三者と事業活動を行う中で、正当な理由なく、再販売価格の維持、価格差別その他独占禁止法が定める不公正な取引を行ってはならない。

(遵守体制)

第6条 役職員は、本ポリシーの解釈等について疑義を生じたときは、所属会社、親会社グループ又は所在する地域において法務部門を有する会社のコンプライアンス推進担当役員、コンプライアンス推進担当部門、内部統制推進部門又は法務担当部門に相談しなければならない。なお、本ポリシーにおいて「所在する地域において法務部門を有する会社」とは、Mitsubishi Chemical America, Inc.、三菱化学（中国）管理有限公司、Mitsubishi Chemical Europe GmbH 及び Mitsubishi Chemical APAC Pte. Ltd.をいう。

2. MCGグループ各社のエンティティ代表者は、親会社又は所在する地域において法務部門を有する会社と連携のうえ、自らの責任において自社の役職員に本ポリシーを遵守させなければならない。なお、MCGグループ各社の機関設計において、エンティティ代表者がおかれていない場合は、各ビジネスユニットを所管するエグゼクティブバイスプレジデントがそのグループ各社の役職員に本ポリシーを遵守させるものとする。

3. MCGグループ各社、その親会社又は所在する地域において法務部門を有する会社は、各国の適用法令又は各社の特性等により、必要に応じて、本ポリシーを補足するガイドライン等を策定するものとする。MCGグループ各社のエンティティ代表者は、本ポリシーと同様に自社の役職員に上記ガイドライン等を遵守させなければならない。なお、MCGグループ各社の機関設計において、エンティティ代表者がおかれていない場合は、各ビジネスユニットを所管するエグゼクティブバイスプレジデントがそのグループ各社の役職員に当該ガイドライン等を遵守させるものとする。

(罰 則)

第7条 MCGグループ各社は、その役職員が本ポリシーに違反した場合には、就業規則等に従い、処罰を行うものとする。

(改 廃)

第8条 本ポリシーの改廃は、法務本部を所管する執行役の決裁をもってこれを行う。但し、軽微な変更は、法務本部長の決裁により行うことができる。

所管部署：

MCG法務本部
グローバル法務企画管理部

沿 革：

2014年 4月1日 施行
2017年 4月1日 改施
2020年 4月1日 改施
2021年 1月1日 改施
2022年 4月1日 改施
2022年12月1日 改施